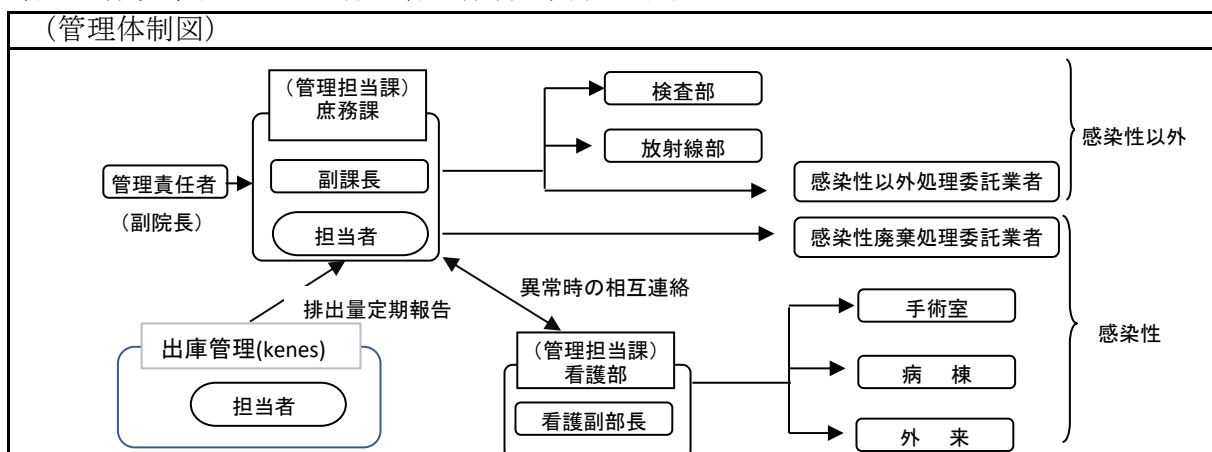


様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月18日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市福島区福島2丁目1-7	
氏名 関西電力病院	
院長 滝 吉郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6458-5821(代)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	関西電力病院
事業場の所在地	大阪市福島区福島2丁目1-7
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83: 病院
②事業の規模	400床
③従業員数	965名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物院内集積(感染性廃棄物) 特別管理産業廃棄物処理業者 病棟 OP室 外来他 院内業者により集約 院内専用倉庫 に一時保管 専門業者による 運搬、搬出 処理工場にて 熔融処理 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物以外) 検査

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	378 t	0.421(1t以下) t
	(これまでに実施した取組)		
	(感染性廃棄物) 感染性廃棄物か否かを周知徹底し、一般廃棄物の混入を防ぐ。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	378 t	0.421(1t以下) t
	(今後実施する予定の取組)		
	昨年実績が上限となる様、院内各部署に分別廃棄を徹底したい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物は専用の一時保管倉庫で保管し、他の特別管理産業廃棄物(主として検査薬)は検査部で管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引続き分別保管する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0.010(1t以下) t	0.028(1t以下) t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0.010(1t以下) t	0.028(1t以下) t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

(第3面－2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0 t	0 t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0 t	0 t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

(第4面－1)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	378 t	0.421(1t以下) t
	優良認定処理業者 への処理委託量	378 t	0.421(1t以下) t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	現状の処理業者は再生利用業者であり、また優良認定処理業者でもある。		

(第4面－2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0 t	0 t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0 t	0 t	t	t

①現状

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0.010(1t以下) t	0.028(1t以下) t	t	t
0.010(1t以下) t	0.028(1t以下) t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	378 t	0.421(1t以下) t
	優良認定処理業者 への処理委託量	378 t	0.421(1t以下) t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物および引火性廃油等も現在優良処理業者に処分を委託しているため、引続き契約実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	378	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストを導入し、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとしている。		
※事務処理欄			

②計画

pH2.0以下の廃酸	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		
0.010(1t以下) t	0.028(1t以下) t	t	t
0.010(1t以下) t	0.028(1t以下) t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 7
- 8 ※欄は記入しないこと。